

あなたの総トン数、20トン以上になっていませんか？

総トン数が変更となる改造を行うと測度が必要です！

小型船舶に改造を行い総トン数が変更になると小型船舶検査機構（小型漁船は都道府県）での手続きが必要となるほか、総トン数が20トン以上になると、運輸局による測度等が必要となります。手続きを怠ると、罰則が適用となることがあります。自己点検表を参考に確認をお願いします。

また、運輸局では、立入検査の実施等により総トン数の適正化を図っています。立入検査の際にも、メジャーによる実測を行う場合がありますので御協力をお願いします。

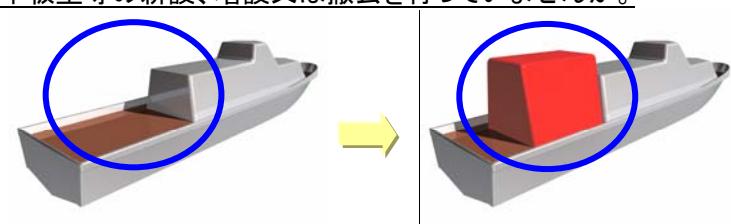
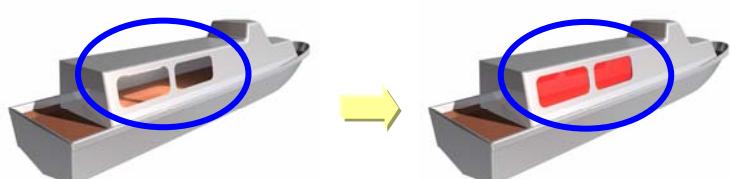
なお、総トン数等に関する問い合わせ、ご相談は、下記において受け付けております。

沖縄総合事務局 運輸部
海事技術専門官（船舶測度官）

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎
電話098-866-1839 Fax. 098-860-2236

【参考】

自己点検表（小型船舶用）

船名	船舶番号	
総トン数	船質	
船舶所有者（運航者）		
点検項目		点検結果
1.閉囲場所（船体、上部構造物（甲板室及び覆い等））及び除外場所（開口を有する上部構造物等）		
閉囲場所	<p>甲板室等の新設、増設又は撤去を行っていませんか。</p> 	適／否
除外場所	<p>開口を閉鎖等していませんか。</p> 	適／否
2.表示事項		
船舶番号	<p>船舶番号は適切に表示されていますか。</p> <p>例: 235-…-123 神奈川</p>	適／否
船体識別番号	<p>船体識別番号は船尾外板等に適切に表示されていますか。</p> <p>例: HL-HXAB74A33G293 又は JP-MLIT0123456A</p>	適／否